

板橋区認定農業者の認定について

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度は、農業者（区内に住所があり、区内の農地において農業経営を行っている農業経営体）が自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする事業計画を区市町村が認定することで、認定を受けた農業者に対して、重点的に支援していくというものである。板橋区では、令和元年度に制度に係る要綱を制定し、制度説明会、申請手続き、認定審査会を経て、この度4農業経営体を認定農業者に認定した。（※）

※・審査委員

（一社）東京都農業会議 専務理事、東京都中央農業改良普及センター所長、
東京あおば農業協同組合 地域振興部長、
板橋区農業委員会 会長、同会長職務代理、赤塚支所長

・主な認定基準

- ①農業者作成の農業経営改善計画書が、区が定めた「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」（以下、「構想」という。）に照らし適切なものであること。
- ②栽培施設・耕作機械の導入や栽培品種等を見直すことで、「労働時間の効率化」を進めることや「農業所得を増やす」ことなどを記すこと等。

・認定証交付式 令和2年1月23日（認定決定日：令和元年12月24日）

1 認定農業者

番号	主な耕作地	種別	分類	営農モデル	所得目標 (万円)	経営面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
1	徳丸	個人	野菜	直売所や量販店、契約出荷など多様な出荷を組み合わせた経営	750	85 (うち施設4)	4 (うち臨時雇用1)	ダイコン・コマツナ・ニンジン・トマト・ブロッコリー・ネギ・ジャガイモ・エダマメ等	園芸用ハウス
2	蓮根	個人	野菜	直売所や量販店、契約出荷など多様な出荷を組み合わせた経営	415	38	4 (うち臨時雇用2)	ダイコン・サツマイモ・ジャガイモ・ナス・ニンジン・インゲン・ホウレンソウ等	
3	蓮根	個人	花き	鉢物類、花壇苗の市場出荷を主とした経営	500	15 (うち施設4)	9 (うち臨時雇用4)	シクラメン・クリスマスローズ・アサガオ・バラ等	園芸用ハウス
4	成増	法人	野菜	直売所出荷や学校給食への出荷を主とした経営	300	100 (うち施設2)	5 (うち臨時雇用1)	ネギ・ジャガイモ・トマト・キュウリ・ナス・キャベツ・ハクサイ・ダイコン等	園芸用ハウス

2 認定農業者への主な支援策

- (1) 農業用機械等の導入や生産施設等の整備に対する東京都補助事業の活用
- (2) 日本政策金融公庫における長期低利融資、及び貸付当初5年間の金利負担軽減
- (3) 国が運用する農業者年金の保険料の半額補助

[参考] 板橋区の農業における経営モデル (構想より抜粋)

分類	営農モデル	所得目標 (万円)	経営面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
野菜	直売所や量販店、契約出荷など多様な出荷を組み合わせた経営	500	40 (うち施設5)	3	トマト、キュウリ、ナス、エダマメ、スイートコーン、ダイコン、カブ、ニンジン、ジャガイモ、ブロッコリー、キャベツ等	園芸用ハウス、暖房機
野菜	直売所出荷や畑先売りを主とした経営	300	20 (うち施設3)	2	トマト、キュウリ、ナス、ダイコン、カブ、ジャガイモ、サトイモ、キャベツ、長ネギ、コマツナ、ハクサイ、エダマメ、トウモロコシ、野菜苗等	園芸用ハウス
野菜	直売所出荷や学校給食への出荷を主とした経営	300	20	2	トマト、キュウリ、コマツナ、ホウレンソウ、ブロッコリー、キャベツ、ジャガイモ、ニンジン、タマネギ等	—
花き	鉢物類、花壇苗の市場出荷を主とした経営	500	35 (うち施設8)	4	シクラメン、クリスマスローズ、アサガオ、バラ等	園芸用ハウス、暖房機